

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案新旧対照条文

目

次

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律 号）
 （附則第三条関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第七十八条（略） （国家公務員の給与の臨時特例に関する法律の一部改正） 第七十九条 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第二項第十号中「第二十三条第一項から第五項まで又は第七項」を「第二十三条第一項から第六項まで又は第八項」に、「イからホまで」を「イからヘまで」に改め、同号ホ中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に、「同条第五項」を「同条第一項及び第六項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第二十三条第二項又は第三項」を「第二十三条第三項又は第四項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。</p> <p>イ 一般職給与法第二十三条第一項 前項並びに第三号から第五号まで及び第八号に定める額に、同条第一項の規定により当該職員に支給される給与</p>	<p>第一条～第七十八条（同上） （新設）</p>

に係る割合を乗じて得た額

第二条第五項中「同項第十号イ」を「同項第十号イ、ハ及びホ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ロに、「同号ロ及びニ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第五項の規定により読み替えられた前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ」を「同号ニ」に、「同号ホ」を「同号へ」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第七条第三項中「第二十三条第一項から第五項まで又は第七項」を「第二十三条第一項から第六項まで又は第八項」に、「同項第十号イ」を「同項第十号イ、ハ及びホ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第七条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ロ」に、「同号ロ及びニ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第七条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ハ」を「同号ニ」に、「同号ホ」を「同号へ」に改める。

第八条第三項中「第二十三条第一項から第五項まで又は第七項」を「第二十三条第一項から第六項まで又は第八項」に、「同項第十号イ」を「同項第十号イ、ハ及びホ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第八条第一項並びに同条第三項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、同号ロ」に、「同号ロ及びニ中「前項並びに第三号から第五号まで及び第八号」とあるのは「第八条第一項並びに同条第三

項において準用する第三号から第五号まで及び第八号」と、「同号ハ」を「同号ニ」に、「同号ホ」を「同号ヘ」に改める。

第十条第一項第二号中「、人事院総裁」及び「、国家公務員倫理審査会の常勤の会長」を削り、「公正取引委員会委員長」の下に「、人事公正委員会委員長」を加え、「同項第三号中「、人事官（人事院総裁を除く。）」を削り、「第一条第七号から第九号まで」を「第一条第六号から第八号まで」に改め、「、国家公務員倫理審査会の常勤の委員」を削り、「公正取引委員会委員」の下に「、国家公安委員会委員」を加え、同条に次の一項を加える。

4 特例期間においては、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第十六条の規定の適用を受ける国家公務員倫理審査会の常勤の会長に対する給与の支給に当たっては、第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該常勤の会長を同項第二号に掲げる国家公務員とみなして、前三項の規定を適用する。

第十二条第一項中「第二条第三項第十六号」を「第二条第三項第二十一号」に改め、同条第五項第三号中「第五号及び第六号」を「次号、第六号及び第七号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第二十三条第六項」を「第二十三条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項又は第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 防衛省職員給与法第二十三条第四項の規定により

支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び
期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本
額に、同項の規定により当該防衛省の職員に支給さ
れる給与に係る割合を乗じて得た額
第十二条第八項中「第七号」を「第八号」に改める。